



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
8月27日
第541号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課).....	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	1
道路の供用開始(道路保全課).....	1
土砂災害警戒区域の指定(流域政策局).....	2
土砂災害警戒区域の指定の解除(流域政策局).....	2
土砂災害特別警戒区域の指定(流域政策局).....	3
土砂災害特別警戒区域の指定の解除(流域政策局).....	4

○ 公 告

落札者決定の公告(教育総務課).....	4
----------------------	---

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(甲賀).....	5
----------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第269号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
大津赤十字志賀病院	日本赤十字社	大津市和邇中298番地	令和9.8.31

滋賀県告示第270号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
まごころ訪問看護ステーション	草津市西渋川一丁目21番14号	AUNホールディングス株式会社 代表取締役 金子史宏	草津市西渋川一丁目21番14号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.9.1	2560690261

滋賀県告示第271号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年8月27日から令和6年9月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
守山中主線	野洲市比江字屋戸2378番1地先から 野洲市小比江字辻屋敷586番1地先まで	令和6.8.30 9時	L=251.0m

滋賀県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坊村(8) I-10001	葛川坊村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
町居 I-1001	葛川町居町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高城(8) I-10012	和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
普門(4) I-10016	真野普門二丁目・真野大野二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
貫井④ I-1703	葛川貫井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
貫井 I-1704	葛川貫井町・梅ノ木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北小松(25) II-10002	北小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北小松(26) II-10003	北小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南小松(9) II-10004	南小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南小松(8) II-10005	南小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北浜(12) II-10009	和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北浜(14) II-10010	和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北浜(13) II-10011	和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和邇中(2) II-10013	和邇中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真野谷口町(2) II-10017	真野谷口町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野(5) III-10015	小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
衣川(8) III-10018	衣川一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成18年滋賀県告示第302号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
貫井④ I-1703	葛川貫井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第274号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成18年滋賀県告示第303号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
貫井 I-1704	葛川貫井町・梅ノ木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第275号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成18年滋賀県告示第307号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
町居 I-1001	葛川町居町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第276号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
町居 I-1001	葛川町居町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高城(8) I-10012	和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
貫井④ I-1703	葛川貫井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
貫井 I-1704	葛川貫井町・梅ノ木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北小松(25) II-10002	北小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北小松(26) II-10003	北小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南小松(9) II-10004	南小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南小松(8) II-10005	南小松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北浜(14) II-10010	和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北浜(13) II-10011	和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和邇中(2) II-10013	和邇中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真野谷口町(2) II-10017	真野谷口町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野(5) III-10015	小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
衣川(8) III-10018	衣川一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第650号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
貫井④ I-1703	葛川貫井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第278号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第651号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
貫井 I-1704	葛川貫井町・梅ノ木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第279号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第655号で指定した土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
町居 I-1001	葛川町居町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局砂防室、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 案件名および数量 県立学校校務情報ネットワーク基盤構築・運用管理業務 一式
- 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518

- 3 落札者を決定した日 令和6年6月24日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 KDD I株式会社ビジネスデザイン本部官公庁営業部官公庁営業部長 清水陽介 東京都千代田区大手町一丁目8-1
- 5 落札金額 1,685,802,140円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年4月19日(金)

環境事務所告示

滋賀県甲賀環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和6年8月27日

滋賀県甲賀環境事務所長 森 脇 賢

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市水口町笹が丘1番2および1番3の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 1, 2-ジクロロエチレン、ほう素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

